

【風しんの第5期の定期接種】 麻しん風しん混合予防接種のお知らせ(説明書) 小平市民用

予防接種法に基づき、麻しん風しん混合の個別予防接種を行います。次の注意書きやクーポン券の説明などをよく読み、必要性や副反応を理解してから接種を受けるようにしましょう。わからないことは、接種を受ける前に医師に質問しましょう。

1 病気にかかると次のような症状がでます。

麻しん:麻しんは感染力が強く、予防接種を受けないと、多くの人がかかる重い病気です。初めはせきや鼻みずが出て、その後に高熱と共に全身に発疹が現れます。主な合併症としては気管支炎、肺炎、脳炎があります。

風しん:風しんは軽いカゼ症状ではじまり、発疹、発熱、リンパ節腫脹などが起こります。合併症として、関節痛、血小板減少性紫斑、脳炎などを発症することがあります。また、妊婦が妊娠初期にかかると、生まれる子どもに先天性風しん症候群(先天性心疾患、聴覚障害、白内障及び網膜症等)を引き起こす可能性が高くなります。

2 予防接種を受けると

接種すると麻しん及び風しんに対する抗体(免疫)が得られ、病気にかからなく(かかりにくく)なります。なお、接種後個人差はありますが、発熱や発疹、リンパ節腫脹などがみられることがあります。これらの症状は自然になおりますが、症状の改善がみられない場合は早めに医師の診察を受けてください。

3 対象者 小平市に住所を有する昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性

※ただし、風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体があることが判明し、当該予防接種を行う必要がないと認められた者を除きます。

※クーポン券の有効期限内に接種をしましょう。それをすぎると公費負担を受けることができず、費用は自己負担となる場合があります。

※小平市より転出された方は、当市のクーポン券での接種はできません。
転入先の市区町村が発行したクーポン券をご利用ください。

4 接種方法 皮下接種 0.5ml 1回 ※原則、乾燥弱毒性麻しん風しん混合ワクチンで行います。麻しん又は風しんにり患したことがある方も、混合ワクチンを使用することは可能です。

5 実施場所 厚生労働省ホームページ内の指定医療機関一覧表をご確認ください(「風しんの追加的対策」で検索)。

6 実施日程 接種日・時間は、医療機関により異なりますので、事前に確認してからお受けください。

7 費用 無料

8 医療機関に持参するもの

①予防接種予診票 ②クーポン券 ③抗体検査の結果が分かるもの ④身分証明書

「風しんの第5期の定期接種予診票」は接種時の体調などを確認するために必要です。必ず接種前に必要事項を記入して医療機関に提出してください。

9 次の方は接種を受けられません

- ① 明らかに発熱している方。(測定した体温が、37.5℃以上をさす。)
- ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方。
- ③ 本剤の成分によってアナフィラキシー(ショック症状、じんましん、呼吸困難など)をおこしたことがある方。
- ④ 上記にあげる方のほか、予防接種を行うことが不適切な状態にある方。

10 次の方は接種前に医師にご相談ください

- ① 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する方。
- ② 過去に予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた方及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状のみられた方。
- ③ 過去にけいれんをおこしたことがある方。
- ④ 過去に免疫不全の診断がなされている方及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる方。
- ⑤ 本剤の成分に対してアレルギーをおこすおそれのある方。
- ⑥ 放射線、免疫抑制剤等で治療中の方又は接種後間もなくそのような治療を受ける方。

11 接種前の注意

- ① この説明書をよく読み、予防接種の必要性や副反応について、理解したうえで接種してください。わからないことは、接種を受ける前に医師に質問してください。
- ② 接種前日は入浴(又はシャワー)をし、体を清潔にしましょう。
- ③ 予防接種は、体調の良い日に受けてください。
- ④ 予診票は医師の大切な情報源になりますので、正確に記入してください。

12 接種後の注意

- ① 接種後30分間は安静を保ち、様子を観察するようにしましょう。
- ② 接種当日は、入浴をしても差し支えありません。接種部位を清潔に保ってください。また、いつも通りの生活をし、はげしい運動は避けてください。
- ③ 予防接種をした部位が赤くなったり、腫れたり、痛んだり、軽い発熱などが起きることがあります。もし、局所の異常反応や体調の変化、高熱、けいれん等の異常な症状が生じた場合には、速やかに医師の診察を受けてください。

13 健康被害救済制度

予防接種により、万一、健康被害が生じた場合、その健康被害が予防接種によるものであると認定された場合には、予防接種法に基づく予防接種健康被害救済制度が適用されます。申請の必要が生じた場合は小平市健康推進課までご相談ください。

問合せ:小平市健康センター (〒187-0043 小平市学園東町1-19-12)
電話:042-346-3700 FAX:042-346-3705